

総 括 調 査 票

事案名	(5) 被災地域情報化推進事業			調査対象 予算額	平成 26 年度：3,663 百万円 平成 25 年度：4,923 百万円		
所管	復興庁 (総務省)	組織	復興庁 (総務本省)	会計	東日本大震災復興特別会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

<事案の概要>

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）に基づき、東日本大震災により被災した地方公共団体が災害に強い地域づくり等の取組を情報通信技術（ICT）を活用して効率的・効果的に行うため、事業を実施する特定地方公共団体※に対して事業費の 3 分の 1 を助成する補助事業。

※ 特定地方公共団体・・・東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づく地方公共団体（11 道県 227 市町村）

<具体的な事業内容>

(1) 復興街づくり ICT 基盤整備事業（以下「ICT 基盤事業」という。）

高台等移転先など新たな街づくりを行う地域において、光ファイバ網等の超高速ブロードバンド整備や地上デジタルテレビ放送等が受信できない場合に中継局や共聴施設等を整備する事業

(2) 東北地域医療情報連携基盤構築事業

病院、診療所、薬局及び介護施設等が保有する患者の医療・健康情報を医療従事者等の関係者や本人が必要な情報の共有を図るため、安全かつ円滑に記録・閲覧するため医療情報連携基盤を整備する事業

(3) ICT 地域のきずな再生・強化事業

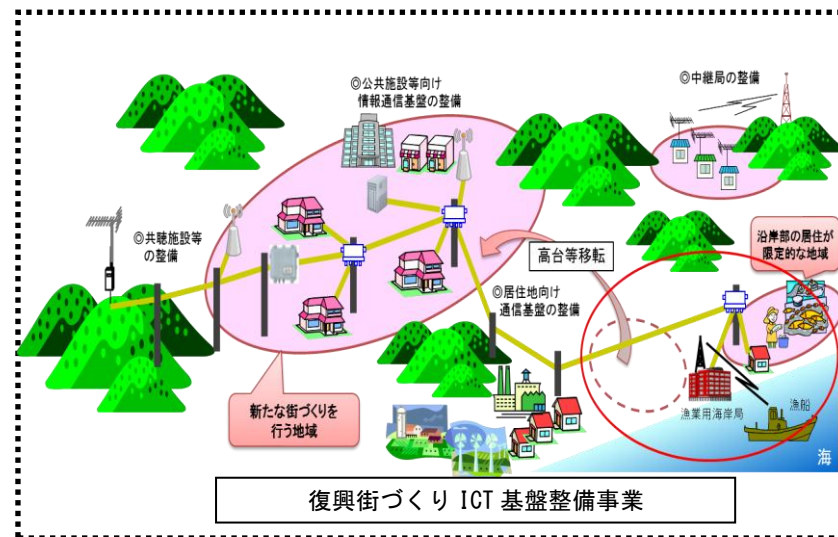
仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報及び復興情報等を正確・迅速に提供するための環境を整備する事業

(4) スマートグリッド通信インターフェース導入事業

地域レベルでの高度なエネルギーマネジメントの実現のために必要となる通信用機器・設備等を整備する事業

(5) 被災地域記録デジタル化推進事業

写真・動画・書籍等震災に係る記憶・記録を防災対策や防災教育等への活用を図るため、デジタル形式への資料作成、データ保存及び WEB 上での提供等環境を整備する事業



総 括 調 査 票

事案名 (5) 被災地域情報化推進事業

②調査の視点

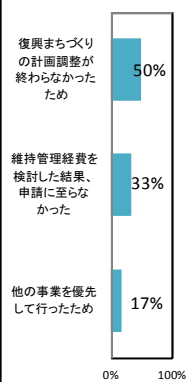
1. 予算額と執行（交付決定）額に大きな乖離が生じている要因は何か。
2. 事業を実施する上で自治体が抱える課題や整備された情報システムの活用状況を検証することで、被災地の復興を着実に推進する観点から、より効果的・効率的な事業実施が図れないか。

【自治体への書面調査】

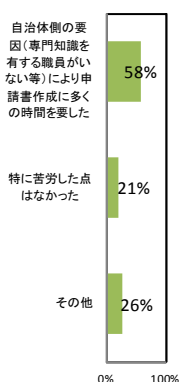
< 参考 1 >

< 参考 2 >

申請を行わなかった自治体に対し、その理由を聞いたところ（複数選択可）



申請を行った自治体に対し、申請時に苦労した点を聞いたところ（複数選択可）



③調査結果及びその分析

1. 予算額と執行（交付決定）額の乖離

25年度の予算額と交付決定額は右表のとおり。

- 事業全体で予算額と交付決定額には、27億円の大きな乖離が発生している。その主な要因としては、ICT基盤事業において交付決定の箇所数が予算の想定箇所数より161箇所も少なかったことが挙げられる。

事業区分	25年度予算額 (A)		交付決定額 (B)		交付決定と予算額との差 (B-A)	
	想定箇所数	金額(億円)	箇所数	金額(億円)	箇所数	金額(億円)
(1)復興街づくりICT基盤整備事業	186	27	25	5	▲161	▲22
(2)～(5)事業の合計	13	22	15	17	2	▲5
合 計	199	49	40	22	▲159	▲27

(注) 「(2)～(5)事業の合計」は、(2)東北地域医療情報連携基盤構築事業、(3)ICT地域のきずな再生・強化事業、(4)スマートグリッド通信インタフェース導入事業、(5)被災地域記録デジタル化推進事業の合計。

- ICT基盤事業は、超高速ブロードバンド等の情報通信基盤について、民間による整備が行われない場合に、主体となって整備を行う自治体への補助事業である。総務省は予算要求にあたり、復興街づくりと並行して実施する事業であることから個別に整備箇所を算出することは困難として、一定の仮定のもとで想定箇所数を推計している。
- 復興まちづくり事業を計画している岩手県及び宮城県の市町村を対象とした書面調査において、本事業の活用を検討したが交付申請まで至らなかった自治体に対しその理由を尋ねたところ、復興まちづくり計画の調整に時間がかかったため(50%)などを理由に挙げている〈参考1〉。
- 一方、被災地の復興まちづくり事業は、26年3月末時点で、例えば、防災集団移転促進事業は計画地区の90%、土地区画整理事業は計画地区の73%の地区で工事が着工（復興庁公表資料）されるまで進捗が見られている。

2. (1) 事業を実施する上で自治体が抱える課題

補助金の交付申請を行った自治体に対し、申請時に苦労した点について尋ねたところ、自治体側の要因により申請書作成に多くの時間を要した(58%)ことが一番多く聞かれ、具体的な理由として情報通信技術の専門知識を有する職員がいないことが挙げられている〈参考2〉。

2. (2) 整備された情報システムの活用状況

複数の自治体において、本事業を活用し、全国各地に避難している住民に対し地元情報や放射線モニタリング情報等の提供を目的に、住民に配付したタブレット端末(タブレット端末自体は補助対象外)を通じて情報配信を行うためのシステム整備が行われている。こうした取組を行っている自治体に実地調査等を行い、情報システムの活用状況等を確認したところ、

- 自宅に帰れない全住民に対して地元の情報をいかにリアルタイムに伝えるかという課題に対処することができ、住民からは評価する声が聞かれている。住民の利用を増やすため、仮設住宅での操作説明会や高齢者にも分かりやすい説明書の作成、魅力あるコンテンツ作りとしてブログの配信などの取組事例が見られた。
- 一方で、住民の2割超を占める65歳以上の高齢者はタブレット端末の使用に不慣れなこともあって利用率^(※)が50%にも満たない状況(26年3月末)。タブレット端末の通信料については、復興庁事業(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費)を活用している自治体もある。
- ※ 利用率 = 1ヶ月の中で1回以上通信が発生した端末 / 町民へ配付した端末
- また、タブレット端末で実現している機能は地元情報の提供やインターネット閲覧など同様な機能となっているが、各々の自治体で個々に開発が行われており、保守などの運用も別々に行われている。複数の自治体で一体的に開発や運用を行う方が効率的であるとの声が聞かれた。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 復興まちづくり事業の進捗を踏まえ、今後、予算要求を行う際は、復興庁と連携し、個別に自治体へヒアリング等を行い、自治体の計画等に基づき当該年度に整備が見込まれる箇所を精査することが必要である。
2. 被災地の自治体においては、情報通信技術の専門知識を有する職員が不足しているとの意見が多いため、被災地の復興を着実に推進する観点から、総務省は、適正な利用見込みに基づく真に必要な案件の形成、補助金申請作業に係るコンサルティングなど、自治体への支援強化を講じるべきではないか。

その際、総務省がこれまでに取り組んできた実証事業等の成果や知見を踏まえ、効率的な開発・運用方策について助言等を行うとともに、システム利用率の向上策など開発後のフォローアップもきめ細かく行い、事業効果がより発現されるよう努めるべきではないか。